

第26号議案

平成28年度芦屋市一般会計予算

平成28年度芦屋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,280,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山中 健

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 市税		千円 21,849,821
	01 市民税	12,396,590
	02 固定資産税	7,273,428
	03 軽自動車税	39,977
	04 市たばこ税	267,406
	06 入湯税	13,687
	08 事業所税	51,933
	10 都市計画税	1,806,800
02 地方譲与税		159,000
	01 地方揮発油譲与税	44,000
	02 自動車重量譲与税	115,000
03 利子割交付金		67,000
	03 利子割交付金	67,000
04 配当割交付金		343,000
	04 配当割交付金	343,000
05 株式等譲渡所得割交付金		233,000
	05 株式等譲渡所得割交付金	233,000
06 地方消費税交付金		1,356,000
	06 地方消費税交付金	1,356,000
07 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	07 ゴルフ場利用税交付金	3,000
09 自動車取得税交付金		46,000
	09 自動車取得税交付金	46,000
10 地方特例交付金		40,000
	10 地方特例交付金	40,000
11 地方交付税		1,300,000
	11 地方交付税	1,300,000
12 交通安全対策特別交付金		17,000
	12 交通安全対策特別交付金	17,000

款	項	金額
20 分担金及び負担金		千円 314,079
	01 分担金	200
	02 負担金	313,879
21 使用料及び手数料		1,561,609
	01 使用料	1,388,477
	02 手数料	173,132
22 国庫支出金		4,601,544
	01 国庫負担金	3,219,298
	02 国庫補助金	1,358,698
	03 国庫委託金	23,548
23 県支出金		1,973,390
	01 県負担金	1,257,519
	02 県補助金	504,828
	03 県委託金	211,043
24 財産収入		116,334
	01 財産運用収入	116,330
	02 財産売却収入	4
25 寄附金		40,001
	25 寄附金	40,001
26 繰入金		3,596,383
	01 基金繰入金	3,196,383
	02 他会計繰入金	400,000
27 繰越金		1
	27 繰越金	1
28 諸収入		1,265,938
	01 預金利子	500
	02 延滞金, 加算金及び過料	25,420
	03 貸付金元利収入	61,679
	04 公営企業貸付金元利収入	263,558
	20 雑入	914,781
29 市債		6,396,900

款	項	金額
	29 市債	千円 6,396,900
歳入	合計	45,280,000

歳 出

款	項	金 額
01 議会費		千円 423,815
	01 議会費	423,815
02 総務費		5,259,555
	01 総務管理費	4,307,724
	02 徴税費	489,456
	03 戸籍住民基本台帳費	338,926
	04 選挙費	79,320
	05 統計調査費	12,917
	06 監査委員費	31,212
03 民生費		14,098,877
	01 社会福祉費	5,657,478
	02 老人福祉費	1,939,675
	03 児童福祉費	5,178,342
	04 生活保護費	1,315,248
	05 災害救助費	8,134
04 衛生費		3,939,190
	01 保健衛生費	2,090,108
	02 清掃費	1,766,469
	03 上水道費	82,613
05 労働費		24,989
	02 労働諸費	24,989
06 農林水産業費		32,929
	06 農林水産業費	32,929
07 商工費		134,288
	07 商工費	134,288
08 土木費		9,259,786
	01 土木管理費	82,000
	02 道路橋梁費	825,343
	04 都市計画費	3,327,146
	05 住宅費	5,025,297

款	項	金額
09 消防費		千円 1,916,239
	09 消防費	1,916,239
10 教育費		5,163,629
	01 教育総務費	1,055,462
	02 小学校費	942,385
	03 中学校費	237,244
	05 幼稚園費	1,028,366
	06 社会教育費	1,208,154
	07 保健体育費	692,018
11 災害復旧費		5,000
	01 公共施設災害復旧費	5,000
12 公債費		4,980,032
	12 公債費	4,980,032
13 諸支出金		1,671
	01 普通財産取得費	1,671
30 予備費		40,000
	30 予備費	40,000
歳 出	合 計	45,280,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
10教育費	06社会教育費	市民センター施設 整備事業	527,703	平成28年度 平成29年度	213,487 314,216

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
集会所整備事業	千円 42,300	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。
庁舎等整備事業	105,800			
社会福祉施設整備事業	273,400			
清掃施設整備事業	139,400			
道路橋梁整備事業	65,700			
公営住宅建設事業	3,904,300			
改良住宅建設事業	50,700			
消防防災施設整備事業	397,300			
小学校施設整備事業	393,900			
中学校施設整備事業	35,200			
幼稚園施設整備事業	321,800			
社会教育施設整備事業	157,100			
臨時財政対策債	510,000			